

内部統制システムに関する基本方針

株式会社 DUAL ホールディングス

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、コンプライアンスを経営の基本的な方針とする。
- 2) 当社におけるコンプライアンスについては、コンプライアンス規程に基づき取締役および使用人へのコンプライアンスの徹底を図ることにより、社外からの期待に適う公平且つ公正な業務遂行を行う。
- 3) コンプライアンス遵守状況の確認、審議等および有事の対応のためにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を委員長としてコンプライアンス体制を整備する。
- 4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段として、内部通報規程に基づき内部通報制度を運用する。当社の管理部、監査役および社外専門の通報窓口を設置する。
- 5) 反社会的勢力との関係を遮断、排除することを目的とした反社会的勢力対応規程に基づき、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ適正に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役は、取締役会規程および文書管理規程等に基づき、情報の作成・処理・保存等を適切に行い、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行う体制を整備する。
- 2) 取締役は、これらの文書を常時閲覧できる体制を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社における損失の危機の管理に関する規程については、リスク管理規程に基づきリスク管理を統括する部署を定め、当社のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスクの回避、軽減を図る。
- 2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理総括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、経営方針・目標を設定し、達成に向けた経営計画を策定のうえ、その実行を通じて効率的な職務の執行を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が円滑に行われるよう、監査役付を置く等の措置を実施する。
- 2) 指名された使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事評価、異動人事権に係る事項の決定については、監査役に事前に報告し了承を得る。
- 3) 指名された使用人への指揮命令権は、監査役に帰属する。

6. 取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

- 1) 取締役および使用人は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事項等について、直接またはリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査役に報告する。
- 2) 監査役から、業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとする。

7. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 前号の報告を行った取締役、使用人に対して、報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 年間の監査計画に係る費用は、監査役からの要請により予算を措置する。その他、追加で発生した監査役職務の執行に必要な費用については、当該監査役職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会に出席するほか、重要会議に必要に応じて出席し、報告を受け、意見を述べるができるものとする。
- 2) 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書等をいつでも閲覧することができるものとする。
- 3) 監査役は、会計監査人や内部監査室と定期的に面談を行い、監査に必要な情報交換を行う。
- 4) 監査役は、独自に意見形成するため、必要に応じて外部弁護士と顧問契約を締結することができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

以上

附 則

2023年11月22日 制定

2025年2月20日 改定